平成十三年環境省令第二十三号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第七条第二項、第八条、第九条、第十一条、第十二条第二項及び第十六条第二項並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）第一条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準）

第二条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号。以下「令」という。）第一条の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したものについて、当該処理したものが、次の表の上欄に掲げる廃棄物である場合ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

一　廃油	当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であること。
二　廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
三　廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。
四　陶磁器くず	当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。
五　廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。

２　前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二第十五項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったものの検定方法）

第三条　令第二条第一項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準となる数値）

第四条　令第二条第二項の環境省令で定める廃棄物の種類は、次の表の上欄に掲げる廃棄物とし、同項の環境省令で定める数値は、当該廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

一　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染みを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム	当該廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの
二　廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム
三　金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた物一キログラムにつき五千ミリグラム	当該廃棄物に付着し、又は封入されたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの

２　前項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品の基準）

第五条　令第三条の環境省令で定める基準は、製品に封入されているポリ塩化ビフェニルを含む油について、当該油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該油一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係るポリ塩化ビフェニルを含む油の検定方法）

第六条　令第四条第一項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準となる数値）

第七条　令第四条第二項の環境省令で定める製品の種類は、次の表の上欄に掲げる製品とし、同項の環境省令で定める数値は、当該製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

一　紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム
二　プラスチックにポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品一キログラムにつき十万ミリグラム
三　金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

２　前項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第八条　法第七条第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとに定めること。

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項には、次の事項を定めること。

イ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

ロ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制に関する事項

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の届出）

第九条　法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

二　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　事業場の名称及び所在地

四　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に係る次に掲げる事項

イ　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量

ロ　保管事業者にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを予定している年月

ハ　その他高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し必要な事項

五　前各号に規定するもののほか、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　保管事業者にあっては、前年度におけるその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下この条及び第二十条において同じ。）を複写機により日本産業規格Ａ列三番（以下この条及び第二十条において「Ａ三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの

二　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者にあっては、前年度におけるその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第十二条の三第一項の規定により交付された産業廃棄物管理票又は同条第三項後段の規定により回付された産業廃棄物管理票をいい、同条第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨を記載したものに限る。以下第二十条第二項第二号におい

て同じ。）を複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したもの

三　その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類

3　前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類は、その送付又は通知のあった日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

4　第二項の場合において、廃棄物処理法第十二条の五に規定するところにより電子情報処理組織を使用するため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものを添付しなければならない。

5　前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため前項の規定により添付しなければならないものとされている書類を添付することができないときは、当該書類は、その送付又は通知のあった日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更の制限の特例）

第十条　法第八条第二項の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　次の表の上欄に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる同一の区域内において保管の場所を変更する場合

イ　令別表備考一に規定する廃ポリ塩化ビフェニル等及び同表備考二に規定する廃変圧器等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
	埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域
	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域
ロ　イに掲げるもの以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域

二　届け出た保管の場所において確実かつ適正に当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったこと及び当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合

2　前項第一号の規定に基づき、保管事業者がその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3　第一項第二号の確認を受けようとする保管事業者は、次に掲げる事項を記載した様式第三号による保管場所の変更確認申請書を環境大臣に提出するものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業場の名称及び所在地

三　保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の変更後の保管の場所

四　法第八条第一項の規定に基づき届け出た保管場所において確実かつ適正に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなった理由

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管の状況の変更の届出）

第十一条　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者は、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の公表）

第十二条　法第九条の規定による公表は、第九条第一項に規定する届出書の副本並びに同条第二項及び第四項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出）

第十三条　法第十条第二項の規定による届出は、その全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から二十日以内に、様式第四号による届出書の正本及び副本を当該保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る特例処分期限日に関する届出）

第十四条　保管事業者は、法第十条第三項第二号の規定による届出を行うときは、処分期間の末日までの間に、様式第五号による届出書の正本及び副本を当該保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第十五条　法第十条第三項第二号の環境省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　保管事業者がその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分する場合にあっては、産業廃棄物処理施設（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設に限る。）の許可証の写し及び特例処分期限日までに処分することを約する書類

二　保管事業者がその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を他人に委託する場合にあっては、当該保管事業者が特別管理産業廃棄物処理業者（その事業の範囲に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が含まれるものに限る。以下この条において同じ。）との間で締結した特例処分期限日までに法第十条第三項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を委託することを内容とする契約書の写し（ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を委託したことのある保管事業者にあっては、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを当該特別管理産業廃棄物処理業者に対して約する書類の写しとすることができる。）

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物に係る特例処分期限日に関する届出の特例）

第十六条　特例処分期限日までに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を廃止する旨の届出について、産業保安監督部長が都道府県知事に対し情報の提供を行った場合であって、その所有事業者が、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を廃棄したときは、当該廃棄に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、法第十条第三項第二号の規定による届出を行った保管事業者とみなす。

（特例処分期限日が適用される高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る変更の届出）

第十七条　法第十条第四項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、様式第六号による届出書の正本及び副本を同条第三項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る改善命令書の記載事項）

第十八条　法第十二条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　講ずべき高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等措置の内容
二　命令の年月日及び履行期限
三　命令を行う理由

（処分等措置に係る費用の徴収）

第十九条　環境大臣又は都道府県知事は、法第十三条第二項の規定により当該処分等措置に要した費用を徴収しようとする場合においては、当該保管事業者に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の届出）

第二十条　法第十五条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条から第二十四条までにおいて同じ。）の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所
二　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三　事業場の名称及び所在地
四　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量並びに保管及び処分の状況
五　前各号に規定するもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　保管事業者にあっては、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写しを複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したもの
二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者にあっては、前年度におけるそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票を複写機によりA三判以下の大きさの用紙に複写したもの
三　その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類

3　前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類は、その送付又は通知のあった日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

4　第二項の場合において、廃棄物処理法第十二条の五に規定するところにより電子情報処理組織を使用するため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものを添付しなければならない。

5　前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため前項の規定により添付しなければならないものとされている書類を添付することができないときは、当該書類は、その送付又は通知のあった日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

第二十一条　保管事業者等は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の公表）

第二十二条　法第十五条において読み替えて準用する法第九条の規定による公表は、第二十条第一項に規定する届出書の副本並びに同条第二項及び第四項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出）

第二十三条　法第十五条において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による届出は、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた日から二十日以内に、様式第四号による届出書の正本及び副本を当該保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る改善命令書の記載事項）

第二十四条　法第十五条において読み替えて準用する法第十二条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　講ずべきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等の措置の内容
二　命令の年月日及び履行期限
三　命令を行う理由

（保管事業者の地位の承継の届出）

第二十五条　法第十六条第二項の規定による届出は、様式第七号による届出書に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類を添付して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

相続	
一　被相続人との続柄を証する書類	
二　相続人の住民票の写し	
三　相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し	
合併又は分割	一　合併契約書又は分割契約書の写し
	二　合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により保管事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

2　都道府県知事は、保管事業者の相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めることができる。

（譲渡し及び譲受けの制限の特例）

第二十六条　法第十七条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　地方公共団体に譲り渡す場合
二　地方公共団体が譲り受ける場合
三　保管事業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいい、以下「収集運搬業者」という。）若しくは特別管理産業廃棄物処分業者（同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいい、以下「処分業者」という。）がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を委託する場合であって、次に掲げる場合
イ　保管事業者がそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を廃棄物処理法第十二条の二第五項及び第六項の規定に従って収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者（同法第十八条第二項に規定する無害化処理認定業者をいう。以下同じ。）に委託する場合
ロ　収集運搬業者が、保管事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者が、保管事業者から委託を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十六項ただし書の規定に従って委託する場合
ハ　処分業者が廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物の処理を同法第十二条の二第五項及び第六項の規定に従って収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者に委託する場合
四　収集運搬業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十五項の規定に従って受託する場合
五　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であって、次に掲げる場合
イ　都道府県知事が認めた場合
ロ　中間貯蔵・環境安全事業株式会社に譲り渡す場合
ハ　中間貯蔵・環境安全事業株式会社が譲り受ける場合
六　保管事業者が確実かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなったと都道府県知事が認めた場合であって、次に掲げる場合
イ　当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者に譲り渡す場合
ロ　当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者が譲り受ける場合

2　前項第一号、第二号、第五号又は第六号の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けた者は、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けた日から三十日以内に、様式第八号による届出書をポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る廃棄の見込みの届出）

第二十七条　法第十九条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度における高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みについて、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所

二　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　事業場の名称及び所在地

四　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに係る次に掲げる事項

イ　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び量

ロ　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月

ハ　その他高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みに関し必要な事項

五　前各号に規定するもののほか、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みについて参考となるべき事項

２　前項の届出書には、環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第二十八条　所有事業者は、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（船舶に関する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の取扱い）

第二十九条　前条並びに法第八条第一項、法第十条第二項及び第四項並びに法第十六条（これらの規定を法第十九条において読み替えて準用する場合に限る。）並びに法第十八条第二項第二号の規定による届出は、船舶に搭載されている高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、その所有事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る廃棄の見込みの公表）

第三十条　法第十九条において読み替えて準用する法第九条の規定による公表は、第二十七条第一項に規定する届出書の副本及び同条第二項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る廃棄終了の届出）

第三十一条　法第十九条において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による届出は、その全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた日から二十日以内に、様式第四号による届出書の正本及び副本をその所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る特例処分期限日に関する届出）

第三十二条　所有事業者は、法第十八条第二項第二号の規定による届出を行うときは、処分期間の末日までの間に、様式第五号による届出書の正本及び副本を当該所在の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条　法第十八条第二項第二号の環境省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　所有事業者がその廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分する場合にあっては、産業廃棄物処理施設（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設に限る。）の許可証の写し及び特例処分期限日までに処分することを約する書類

二　所有事業者がその廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分を他人に委託する場合にあっては、当該所有事業者が特別管理産業廃棄物処理業者（その事業の範囲に廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分が含まれるものに限る。以下この条において同じ。）との間で締結した特例処分期限日までに法第十八条第二項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分を委託することを内容とする契約書の写し（ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分を委託したことのある所有事業者にあっては、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを当該特別管理産業廃棄物処理業者に対して約する書類の写しとすることができる。）

（特例処分期限日が適用される高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る変更の届出）

第三十四条　法第十九条において読み替えて準用する法第十条第四項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、様式第六号による届出書の正本及び副本を同条第二項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（所有事業者の地位の承継の届出）

第三十五条　法第十九条において読み替えて準用する法第十六条第二項の規定による届出は、様式第七号による届出書に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類を添付して、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

相続	
一	被相続人との続柄を証する書類
二	相続人の住民票の写し
三	相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し
合併	
一	合併契約書又は分割契約書の写し
二	合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により所有事業者の所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

２　都道府県知事は、所有事業者の相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めることができる。

第三十六条　高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた日から三十日以内に、様式第八号による届出書を高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（権限の委任）

第三十七条　法第十二条第一項（法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第二十四条（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する環境大臣の権限は、保管事業者等又は所有事業者の事務所、事業場その他の場所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（身分を示す証明書）

第三十八条　法第二十五条第二項の証明書の様式は、第九号のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

（廃変圧器等の基準）

第三十九条　令別表の備考二の環境省令で定める基準は、ネオン変圧器及び固体の絶縁物が充填されたブッシングに該当しないものであって、三キログラム以上であるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成十三年七月十五日）から施行する。

（平成十三年度における法第八条の規定による届出）

第二条　平成十三年度における法第八条の規定による届出については、第五条第一項中「毎年度、前年度」とあるのは「平成十三年七月十五日」と、「保管及び処分」とあるのは「保管」と、「当該年度の六月三十日」とあるのは「平成十三年八月三十一日」と、「様式第一号」とあるのは「附則様式」とし、同条第二項（第三号に係る部分を除く。）及び第三項から第五項までの規定は、適用しない。

（経過措置）

第三条　当分の間、第五条第一項中「設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長」とあるのは「設置する市にあっては、市長」と、様式第一号から様式第三号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」とする。

附則様式

別別様式（平13.3規令61・一部改正）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　　殿
（市　　長）

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
資本金の額又は出資の総額
従業員数
業　種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、平成13年7月15日におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況等を届け出ます。

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地		電話番号	

①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	番号	量（単位）	再　業　物　の　型　式　等			保　管　の　状　況					参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等	容器の種類	囲い等の有無	分別・貯蔵の別	漏出等のおそれ	

（第2面）

②ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況

製品の種類	番号	量（単位）	製　品　の　型　式　等				使　用　の　状　況	参　考　事　項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等		
合　計								

③届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額				
法人の名称	所有する株式の数、出資口数又は出資額	住　所	代表者の氏名	資本金の額又は出資の総額
	割　合			

（日本工業規格　A列4番）

合　計								

（第3面）

備考　1．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、平成13年8月31日までに提出すること。

2．「業種」には、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第9号）による分類を記入すること。

3．「③ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」とは、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。

4．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥、なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを越えるものをいう。）

5．「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあっては種類ごとにそれぞれ各種に「①－」を加えた整理番号（例：①－005）を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあっては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。

6．「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、高圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合にあって台数（個数）を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。

7．「容器の種類」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の種類を具体的に記入すること。（例：「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」）

8．「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

9．「分別・貯蔵の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。

10．「漏出等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

11．「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その保管方法及等を記載するこの事項を記入すること。（例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ポリ塩化ビフェニルの含有量△%」）

12．「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニルを使用する製品）の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。

13．「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的を記入すること。（例：「○×工場の第一機械室で変圧器として使用」）

14．整理番号でこれぞれ付けたポリ塩化ビフェニル廃棄物（製品）が特定できる写真を添付すること。

15．その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。

16．都道府県知事が定める部数を提出すること。

附　則（平成一四年三月七日環境省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年三月三日環境省令第二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附　則（平成一六年三月三〇日環境省令第八号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成一六年四月一日環境省令第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成一七年三月四日環境省令第三号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附　則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

２　この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一八年三月一〇日環境省令第七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年五月一日環境省令第一七号）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附　則（平成二三年三月三一日環境省令第五号）

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附　則（平成二三年一一月三〇日環境省令第三二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第五条、第八条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の二の二の改正規定、第九条、第十一条及び第十二条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附　則（平成二四年七月六日環境省令第二一号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附　則（平成二五年二月二一日環境省令第三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

附　則（平成二六年二月二八日環境省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二六年一二月二二日環境省令第三三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

附　則（平成二八年七月二九日環境省令第一九号）

この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

附　則（令和元年六月二七日環境省令第二号）

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和元年一二月二〇日環境省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年四月一日環境省令第一七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和六年四月一九日環境省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第３面）

③前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等						量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）					

③前年度中に他の事業場又は他の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（②の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管終了年月日	移動元の保管の場所及びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	

（第３面）

２．ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	
所在事業場の所在地	
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	電話番号
所　在　の　場　所	

①前年度の３月３１日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等				廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分委託との調整状況	台数又は個数	総重量（１台当たり重量×台数）		

②前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）				

（第４面）

③前年度中に他の事業場又は他の事業場の事業場において廃棄することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有終了年月日	移動元の所在の場所及びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）				

備考　１．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度４月３０日までに提出すること。

２．届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。

３．「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。

４．「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成５年度の保管状況を届け出る場合の例：５６－００１）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。

５．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。

６．「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、容量（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：「不明板」）。

７．「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。

８．「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

９．「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、１台当たりの重量に台数（個数）を掛けた数量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの数量を記載すること。

１０．「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。

１１．「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。

１２．「保管の状況」の欄のうち、「容器の処置」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること。（例：「ドラム缶」、「なし」）。

１３．「保管の状況」の欄のうち、「建ち等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

１４．「保管の状況」の欄のうち、「分別・貯蔵の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか或在して保管しているかの別を記入すること。

１５．「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

（第５図）

16.「処分業者との契約状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との契約期間の締結状況等を記入すること。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。

17.「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「ＰＣＢ濃度○○㎎／ｋｇ」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ明記して記載すること。

18.「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。

19.「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。

20.「処分年月日」の欄には、第期にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。

21.「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。

22.「①前年度の３月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の欄は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本則に規則第６条第１項第５号又は第10条第１項第５号の規定に基づき、記載するものである。

23.「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第３条第１項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。

24.この様式第二において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用をとめ、廃棄物とすることをいう。

25.「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄すること を予定している年月を記入すること。高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。

26.この様式に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分については産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第３条の３第４項又は第15条の５第５項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を厚字数によりＡ３判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記載した電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、６月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第15条の５第４項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。

27.その他環境省令で定める事項及び都道府県等が必要と認める事項を添付すること。

28.都道府県等が定める様式を提出すること。

様式第一号（二）（第九条及び第二十条関係）

様式第一号（第九条及び第二十条関係）（平成四年七月一日・公布、平成四年七月一日・平成四年七月一日・一部改正）

（第１図）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（処分業者用）

年　　月　　日

都道府県知事
（市長）　　殿

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第５条第１項（法第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、

事業場の名称			
事業場の所在地			
処分業の許可番号		電話番号	
保管の場所			

①前年度の３月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の形式等					量		適正区分	受付年月日	処分業許可者の名称及び事業場の所在地	電話連絡に対する事項	参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	密封記号等	台数又は容器の数	廃棄量（１容器当たり重量×台数）					

（日本産業規格　Ａ列４番）

（第２図）

②前年度中に処分を完了したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の形式等					量		適正区分	受付年月日	処分業許可者の名称及び事業場の所在地	電話連絡に対する事項	参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	密封記号等	台数又は容器の数	廃棄量（１容器当たり重量×台数）					

③前年度中に処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の形式等					量		適正区分	処分年月日	参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	密封記号等	台数又は容器の数	廃棄量（１容器当たり重量×台数）			

④ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物

番号	廃棄物の種類	処分後の廃棄物の種類	処分年月日	処分後の廃棄物に係る処分先の名称及び所在地	参考事項

（第３面）

備考　1．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、毎年度６月30日までに提出すること。
2．届出者や事業者に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3．「番号」の欄には、それぞれ西暦に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付けること。なお、前回までの届出において既に施設事業場における番号が付されているものについては、同じ番号その番号を記入すること。
4．「廃棄物の種類」の欄には、記入要領に従って、その名称を具体的に記入すること。
5．「廃棄物の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に従って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃無油）。
6．「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（関数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台帳（関数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
7．「量」の欄のうち、「総量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、１台当たりの重量に台数（関数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
8．「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「高濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
9．「受託年月日」の欄には、保管事業者からポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託を受けた年月日を記入すること。
10．「処分委託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分委託者の名称及び処分委託者がその委託の直前までポリ塩化ビフェニル廃棄物を実際に保管していた事業場の所在地を記入すること。
11．「参考事項」の欄には、その処分の状況等を把握するに参考となる事項を記入すること（例：「絶縁油を抜いたものの」、「ＰＣＢ濃度（mg／kg）」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所が複数存在する場合は、各廃棄物について、その保管の場所をそれぞれ特定して記載すること。
12．⑤の「処分年月日」の欄には、受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した年月日を記入すること。
13．⑥の「処分年月日」の欄には、引き渡したポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の処分された年月日を記入すること。
14．「処分後の廃棄物に係る処分先の名称及び所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の処分先の名称及び所在地を記入すること。
15．この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第12条の３第１項の規定により交付された産業廃棄物管理票又は同条第５項後の規定により交付された産業廃棄物管理票をいう。同条第５項並びに第４項又は第12条の３第５項の規定により意紙処分が終了した旨を記載したものに限る。）を保存期に（１）を保存期により３年以上の大きさの用紙に複写したものを添付すること。ただし、６月30日において、当該処分した後の廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の３第５項並びに第４項又は第12条の３第５項の規定による通知を受けていないものに限ります。）の交付又は廃棄物処理法第12条の３第４項の規定による通知を受けていないものに限ります。）を保管することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日から30日以内に提出すること。
16．15の場合において、電子情報処理組織を使用するため添付できる書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記載した電磁的記録を３年以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。
17．その処理能力を示する書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
18．都道府県知事が定める様式を提出すること。

様式第二号（第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条関係）

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書

年　月　日

都道府県知事　　殿
（市長）

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第16条第２項、第15条、第20条及び第26条の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所）を変更したので届け出ます。

①変更前の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称		（特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者）の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		
（保管の場所／所在の場所）			

②変更後の保管の場所又は所在の場所

事業場の名称		（特別管理産業廃棄物管理責任者／ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者）の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		
（保管の場所／所在の場所）			

（日本産業規格　Ａ列４番）

（裏面）

③移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	（廃棄物／製品）の種類	（廃棄物／製品）の型式等				量		濃度区分	受託年月日	変更前の事業場における番号	処分委託状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１容器当り重量×台数）					

備考　1．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を変更した日から15日以内に、当該変更の直前の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
2．「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
3．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に従って、その名称を具体的に記入すること。
4．「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に従って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃無油）。
5．「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（関数）を、

その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって缶数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

6．「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。

7．「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。

8．「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。

9．「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「雨天で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度0.5mg/kg」、「今後分析予定」）。

10．その他環境大臣が必要と認める事項及び都道府県知事が必要と認める事項を添付すること。

11．都道府県知事が定める変更届出書。

様式第三号（第十条第三項関係）

様式第三号（第十条第三項関係）（甲第用紙第四十五号、第五用紙第九・第十用紙第四十一・一部改正）

（表面）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更確認申請書

年　月　日

環境大臣　　殿

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第8条第3項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更に係る確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①変更前の保管の場所

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		
保管の場所			

②変更後の保管の場所

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		
保管の場所			

（日本産業規格　A列4番）

（裏面）

③移動する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の性状等					量		変更年月日	変更前の事業場における保管の名称等	処分業者との調整状況	参考事項
		容器容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（1台当たり重量×台数）				

④ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき届け出た保管場所において確実かつ速正に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなった理由

備考　1．この申請書は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更しようとするとき、環境大臣に提出すること。

2．「番号」の欄には、既に届け出た高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に付されている番号を記入すること。

3．「廃棄物の種類」の欄には、記入要領に従って、その名称を具体的に記入すること。

4．「廃棄物の性状等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に従って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。

5．「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって缶数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

6．「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台あたりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。

7．「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。

8．環境大臣が定める書類を添付し、所定の部数を提出すること。

様式第四号（第十三条、第二十三条及び第三十一条関係）

様式第四号（原十三条、原二十三条及び原三十一条関係）（甲判規省令第4・追加、令元規省令第2・令3規省令第4・一部改正）

（表面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

年　月　日

都道府県知事
（市長）　　殿

届出者
住　所
氏　名
（法人であっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第２項（法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称			
事業場の所在地			
連絡担当者		電話番号	
（保管の場所／所在の場所）			

1．ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		運搬区分	処分終了年月	処分受託者の氏名	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）				

（日本産業規格　A列４番）

（裏面）

2．高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄終了年月	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）		

3．高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（１台当たり重量×台数）			

備考　1．この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日の６30日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。

2．高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3．に記載すること。なお、その場合にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を届出日、末尾をもって行ったものと解すること。

3．この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用をあと、廃棄物とすることをいう。

4．「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。

5．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。

6．「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。

7．「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

8．「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、１台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。

9．「運搬区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。

10．「参考事項」の欄について、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ独立して記載すること。

11．その処理を証明する書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。

12．都道府県知事が定める様式を提出すること。

様式第五号（第十四条及び第三十二条関係）

様式第五号（原十四条及び原三十二条関係）（甲判規省令第3・追加、令元規省令第2・令3規省令第4・一部改正）

（表面）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る報告書

年　月　日

都道府県知事
（市長）　　殿

届出者
住　所
氏　名
（法人であっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第３項第２号又は第15条第３項第２号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

③特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		処分の見込み		参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	廃棄量（1台当たり廃棄量×台数）	処分予定年月日	処分業者との調整状況	

（日本産業規格　A列４番）

（裏面）

②特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称	
所在事業場の所在地	
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	電話番号
所　在　の　場　所	

番号	製品の種類	製品の型式等					量		処分の見込み		参考事項
		容積容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	廃棄量（1台当たり廃棄量×台数）	処分予定年月日	処分業者との調整状況	

備考　1．この届出書は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。

2．「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。

3．「番号」の欄には、既に届け出た高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。

4．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。

5．「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造年月」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃物編）。

6．「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であっても台数（個数）を把握することが困難であるときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

7．「量」の欄のうち、「廃棄量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの廃棄量に台数（個数）を掛けた廃棄量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの廃棄量を記載すること。

8．「処分予定年月日」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は他人に委託すること予定している年月日を記入すること。

9．「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。

10．「参考事項」の欄には、その保管の状況等を測定する上で参考となる事項を記入すること。（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度2mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。

11．その他機械と区分できる機器及び都道府県知事が必要と認める機器を掲げること。

12．都道府県知事が定める変数を提出すること。

様式第六号（第十七条及び第三十四条関係）

様式第六号（第十七条及び第三十四条関係）（平成四年七月一日、平成四年七月一七日、平成一一年一月一日改正）

（表面）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の低分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日
に係る基礎事項の変更届出書

年　月　日

都道府県知事
（市長）　　殿

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第15条第１項（第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、特例処分期限日に係る届出書の記載事項に変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

	変更前	変更後
変更の内容		

（日本産業規格　A列４番）

様式第七号（第二十五条及び第三十五条関係）

様式第七号（第二十五条及び第三十五条関係）（平成四年七月一日、平成四年七月一七日、平成一一年一月一日改正）

（第１面）

承継届出書

年　月　日

都道府県知事
（市長）　　殿

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第15条第１項（第16条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、（保管事業者／所有者等者）の地位を承継したので、関係書類を添えて届け出ます。

譲渡人（譲渡前の保管事業者）	（ふりがな） 氏　名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		住　所	電話番号
譲渡に係る保管事業者			住　所	電話番号
承継人（譲渡人からの承継者）	（ふりがな） 氏　名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		住　所	電話番号

関する事項	他の代理人	（ふりがな） 氏　名	住　所	電話番号

（第２図）

承継の年月日	年　月　日
承継の原因	

備考　１．登承継人が複数ある場合には，「登承継人に関する事項」の欄を追加して，全ての登承継人に関する事項を記入すること。
　　２．法定代理人の欄には，該当する場合に記入すること。
　　３．次に掲げる区分に応じ，次に定める書類を添付すること。
　　①相続
　　イ　登承継人との親族を証する書類
　　ロ　相続人の住民票の写し（外国人にあっては，外国人登録証明書の写し。ハにおいて同じ。）
　　ハ　相続人が法定代理人かるときは，その法定代理人の住民票の写し
　　②合併又は分割
　　イ　合併契約書又は分割契約書の写し
　　ロ　合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により保管事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは所有事業者の所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

（第３図）

①承継の対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称													特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名												
保管事業場の所在地																						電話番号			
第　管　の　場　所																									
番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等						量					保管の状況												
		容器等の型式					処分期限年月	容器数	製品重量（容器を除く。）	廃棄物の重量（容器を除く。）	廃棄物の数（容器を除く。）	廃棄物の数（容器を除く。）（１台当たの重量×台数）	種類	保管場所の区分	保管の形態	分別・区分の状況	処分業者との契約の有無	処分の状況	保管開始年月	保管事業者の氏名又は名称	保管事業場の名称	保管事業場の所在地	保管事業場の管理責任者の職名及び氏名	保管事業場の管理責任者の連絡先	備考
		容器等の型式	製造者名	型式	製造年月	型式記号等																			

（日本産業規格　Ａ列４番）

（第４図）

②承継の対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称		ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	
所在事業場の所在地		電話番号	
所　在　の　場　所			

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		感度区分	参考事項
		容器等の型式	製造者名	型式	製造年月	型式記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器数	総重量（１台当たりの重量×台数）		

（第５図）

備考　１．この届出書は，承継があった日から30日以内に，ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
　　２．「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には，承継後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また，「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には，承継後のポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
　　３．「番号」の欄には，既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
　　４．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には，記入要領に沿って，その名称を具体的に記入すること。
　　５．「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には，実印番（トランス）等の納製に記載されている「定格容量」，「製造者名」，「型式」，「製造年月」及び「型式記号等」を記入すること。なお，「型式記号等」については，記入要領に沿って，その名称を具体的に記入すること（例：不明無銘）。
　　６．「処分予定年月」の欄には，高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を自ら処分し，又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
　　７．「量」の欄のうち，「容数又は容器の数」の欄には，ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を，その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を，それぞれ単位ごとに記入すること。ただし，電気機器であっても，小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは，保管している容器の数（缶数等）を単位ごとに記入すること。
　　８．「量」の欄のうち，「総重量」の欄には，ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については，１台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては，容器込みでの重量を記載すること。
　　９．「感度区分」の欄には，「高濃度」，「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお，「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称，「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
　　10．「保管の状況」として，保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況が分かる写真を本届出に添付すること。
　　11．「保管の状況」の欄のうち，「容器の性状」の欄には，ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無，容器がある場合にはその概略を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」「なし」）。
　　12．「保管の状況」の欄のうち，「囲い等の有無」の欄には，ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る施設数の有無を記入すること。
　　13．「保管の状況」の欄のうち，「分別・区分の状況」の欄には，他の物品と分別して保管しているか或在して保管しているかの別を記入すること。
　　14．「保管の状況」の欄のうち，「漏れ等のおそれ」の欄には，保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
　　15．「処分業者との調整状況」の欄には，高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わないこと。
　　16．「参考事項」の欄には，その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」，「絶縁体を用いたため，「ＰＣＢ濃度≦0.5μg/kg」，「今後分析予定」）。なお，保管の場所が所在の場所が複数存在する場合は，廃棄物及び製品について，その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ明記して記載すること。
　　17．この届出書において，「廃棄」とは，ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用をとめ，廃棄物とすることをいう。
　　18．「廃棄予定年月」の欄には，高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。
　　19．その他保管上並び定める事項及び都道府県知事が必要と認める事項を添付すること。
　　20．都道府県知事が定める様式を提出すること。

様式第八号（第二十六条第二項及び第三十六条関係）

株式第八号（第二十六条二項及び第三十六条関係）（甲20用紙を縦・横方、乙20用紙を縦・横方用紙を縦方・一括作成）

（第１図）

譲受け届出書

年　月　日

概況把握知事
（市長）　　殿

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第20条第２項及び第20条の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品）を譲り受けましたので、関係書類を添えて届け出ます。

譲渡者に関する事項	譲渡者	（ふりがな） 氏　名 （法人にあっては、名称） 及び代表者の氏名）	住　所	電話番号
譲受者に関する事項	譲受者	（ふりがな） 氏　名 （法人にあっては、名称） 及び代表者の氏名）	住　所	電話番号

譲受け年月日	年　月　日

（第２図）

①譲り受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
保管事業場の所在地		電話番号	
保　管　の　場　所			

番号	廃棄物の種類	廃棄物の形式等					量			保管の状況				
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容積	総容量（１台当たり容量×台数）	濃度区分	保管の開始年月日	保管の終了年月日（予定）	保管の状況（分別・種別・品目のみ）	処分業者の氏名又は名称	参考事項

（日本工業規格　Ａ列４番）

（第３図）

②譲り受けた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称		ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	
所在事業場の所在地		電話番号	
保　管　の　場　所			

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量			濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調製状況	台数又は容積	総量（１台当たり重量×台数）			

（第４図）

備考　１．この届出書は、譲受けがあった日から30日以内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する概況把握知事に提出すること。

２．「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。

３．「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。

４．「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。

５．「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、定格容量（トランス）等の細目に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃物等）。

６．「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。

７．「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについて（容器）にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

８．「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、１台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。

９．「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物である。

10．「保管の状況」として、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を末尾に添付すること。

11．「保管の状況」の欄のうち、「容器の状況」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること。（例：「ドラム缶」、「なし」）

12．「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

13．「保管の状況」の欄のうち、「分別・種別の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。

14．「保管の状況」の欄のうち、「掲示等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

15．「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について記載しなくて構わないこと。

16．「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「換気を良いたるのと、ＰＣＢ濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所が所定の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所定の場所をそれぞれ特定して記載すること。

17．この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用をとめ、廃棄物とすることをいう。

様式第九号（第三十八条関係）